

『共同宣言連絡協議会』を開催

～ 荷役作業での労働災害防止に向けて～

筑西監督署管内では、平成 23 年 8 月、荷主団体である筑西労働基準協会と陸運事業者である陸災防水戸線分会の両者において、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の構内における貨物自動車の運転者の安全対策について、共同、協力して取り組むことを旨とする共同宣言を締結しています。

さらに平成 27 年 9 月、荷主団体であるコンクリート製品製造業災害防止協議会と陸災防水戸線分会が共同宣言にある実施事項に同意し、共同宣言を締結しました。

陸上貨物運送事業については、過去 20 年間、全国的に労働災害の減少傾向がみられず、筑西監督署管内では墜落・転落災害が全体の 44% を占めており、荷主等の構内において墜落・転落災害の約 8 割が発生しています（別添資料参照）。

筑西監督署管内では、共同宣言を継続的に持続、広げていくために「共同宣言連絡協議会」を開催しており、平成 23 年度から始まった「共同宣言連絡協議会」も今回で 5 回目となりました。

今回より新たにコンクリート製品製造業災害防止協議会を加え、平成 28 年度は以下の活動を重点としていくこととなりましたので、荷主等事業者の皆様におかれましては、共同宣言の趣旨をご理解いただき、以下に留意の上、ご協力をお願いいたします。

平成 28 年度の重点実施事項

- ・ 荷主等と陸運事業者で組織する「安全衛生協議組織」を設置する。
- ・ 設置した「安全衛生協議組織」において、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に沿った事項を検討する。
- ・ 荷主団体、陸運事業者団体、監督署ともチェックリストについて、機会を捉え、会員等へ配布する。



平成 27 年度 共同宣言連絡協議会（第 5 回）は去る 2 月 25 日、筑西監督署の会議室で開催されました。